

第13回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和6年6月28日（金曜日） 開始 15:00 終了 17:00
会 場 串間市役所3階大会議室

出席農業委員 13名

1番（会長） 原田 俊一 6番 牧野 菜那 14番 松本 壽利 25番 廣見 安彦
2番（会長代理） 奥村 千扶子 11番 安永 博行 19番 松田 富夫 （4番欠番）
3番 田中 達成 12番 野邊 康德 20番 島田 正弘
5番 森 通弘 13番 堀口 宗幸 23番 上村 眞司

欠席農業委員 0名

出席推進委員 13名

7番 谷口 昭 15番 川崎 博樹 21番 中嶋 悦雄 27番 山口 浩幸
8番 武田 秀俊 16番 内田 浩輔 22番 川崎 正博
9番 河野 良人 17番 本川 理恵 24番 石上 平八郎
10番 北原 裕紀 18番 山口 広昭 26番 川崎 竜雅

欠席推進委員 0名

議事録署名委員

5番 森 通弘、25番 廣見 安彦

議事日程

第1	報 告	農地法第18条第6項の規定による届出について
第2	議案第 83号	農地法第3条の規定による許可申請について
第3	議案第 84号	農地法第4条の規定による許可申請について
第4	議案第 85号	農地法第5条の規定による許可申請について
第5	議案第 86号	非農地証明願いについて
第6	議案第 87号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）
第7	議案第 88号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）
第8	議案第 89号	農用地利用集積等促進計画の要請について（所有権移転分）
第9	議案第 90号	農用地利用集積等促進計画の要請について（再配分）
第10	議案第 91号	串間市農業委員会におけるタブレット型端末運用規程（案）の制定について

出席事務局

5名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一
調整係長 内田 葵 主 事 野邊 恵利菜 主 事 谷口 哲平

議長（1番）

ただいまから、第13回農業委員会定例総会を開催いたします。
本日の出席委員は『農業委員13名、農地利用最適化推進委員13名』でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員全員の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議事録署名委員の指名

議長（1番）

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、
5番 森 通弘 委員
25番 廣見 安彦 委員 をお願いします。

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（1番）

それでは議案審議に入ります。
まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。
今回の合意解約は4件でございます。内容といたしましては、耕作者の変更、賃借人の申出が解約の理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議案第83号：農地法第3条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第83号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番から4番の4件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第83号、農地法第3条の規定による許可申請は、申請番号1番から4番の所有権移転に関する4件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請4件は、4ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

7番委員

議案第83号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番につきましては、渡人は非農家で申請地を管理できないため、現在の耕作者である受人と売買し、受人は申請地に飼料用稲を作付けする計画です。受人世帯は毎年飼料用稲を作付けしており、農業従事状況については、本人が160日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は飼料用稲や水稻が作付けされていますが、農薬の使用については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。以上、申請番号1番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に2番について、8番委員より説明をお願ひします。

8番委員

議案第83号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号2番の所有権移転に関する1件でございます。2番につきましては、渡人は県外在住で申請地を管理できないため、現在の耕作者である受へ譲渡し、受人は申請地に飼料用稲を作付けする計画です。受人世帯は毎年飼料用稲を作付けしている畜産農家であり、農業従事状況については、本人と妻ともに365日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は水稻の作付け地帯ですが、農薬の使用については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。以上、申請番号2番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に3番と4番の2件について、21番委員より説明をお願ひします。

2 1 番委員

議案第 8 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 3 番と 4 番の所有権移転に関する 2 件でございます。まず、3 番につきましては、申請地は受人所有地の隣接地であり一体的に利用したいため、渡人と売買するものです。受人は所有地に作付けしていた、スイカ、トマト、キュウリ、じゃがいも、白菜、高菜、大根等の季節野菜を同じく申請地にも作付けする計画であり、農業従事状況については、本人が 1 8 0 日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は飼料が作付けしてありますが、農薬の使用は極力せず、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。次に、4 番につきましては、渡人は高齢で申請地を管理できないため、現在の耕作者である受人と売買し、受人は申請地に水稻を作付けする計画です。受人世帯は毎年水稻、飼料用稲等を作付けしており、農業従事状況については、本人が 3 0 0 日、妻が 1 0 0 日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面についても問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺は同じく水稻地帯であり、農薬の使用については地域の防除基準を遵守し、地域で行われる草刈り等にも参加されるため何も問題ありません。以上、申請番号 3 番と 4 番の所有権移転の 2 件を調査しましたが、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより申請 4 件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請 4 件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1 番）

異議なしということですので、議案第 8 3 号、申請 4 件は許可することに決定いたします。

議案第 8 4 号：農地法第 4 条の規定による許可申請について

議長（1 番）

次に議案第 8 4 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、申請番号 1 番の 1 件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第84号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は申請番号1番の1件であります。事務局により申請書類の審査において、今回の申請1件は、8ページにあります農地法第4条第6項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、13番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

13番委員

議案第84号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の1件でございます。1番については、申請人は母から申請地を相続し居住していたが、地目変更がなされていなかったため始末書添付で申請されております。申請地図面の1ページから4ページをお開きください。申請地の北側は道路、東側・南側・西側は宅地であり隣接する農地はなく、周囲はブロック塀が設置されているため、土砂流出等の影響はないと思われま。また、生活雑排水は浄化槽を通して北側道路側溝へ流し、雨水については、自然浸透で問題ありません。以上、申請番号1番の1件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請1件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第84号、申請1件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

議案第85号：農地法第5条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第85号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番から12番の12件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第85号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は申請番号1番から12番の所有権移転に関する12件であります。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請12件につきましては、10ページにあります農地法第5条第2項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。また、申請番号1番から4番、6番から11番の10件につきましては、資材置場への恒久転用について宮崎県と協議中と記載しておりますが、令和6年6月25日付で「事業計画書等の内容から本案件は、一時転用では目的が達成できない事案と判断する。」との回答があったことを申し添えます。皆様のご審議をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、12番委員より申請番号1番から4番、6番から11番の10件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

12番委員

議案第85号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番から4番、6番から11番の10件でございます。この10件については、木材・製材業を営んでいる受法人が、既存の資材置場でのバイオマス発電施設の建設に伴い、資材置場が不足するため今回申請されたものです。申請地図面の5ページから18ページをお開きください。申請地に隣接する農地への土砂流出等の対策として、北側農地については傾斜をつけた造成をし、南側農地については境界に畦を設置します。今回相続権の関係で移転がかなわなかった申請地内の農地については、杭打ちで場所を特定し、所有者の出入りを可能にする計画であるため問題ありません。雨水については、整地後砂利敷とするため自然浸透で土砂流出等の影響はないと思われまます。以上、申請番号1番から4番、6番から11番の10件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に5番について、5番委員より説明をお願いします。

5番委員

議案第85号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号5番の1件でございます。5番については、受法人が申請地近隣を伐採していたところ、渡人からの売買相談があり、周辺の所有

5 番委員

山林とともに管理したく申請されたものです。申請地図面の 19 ページから 21 ページをお開きください。申請地に隣接する農地はなく、雨水は自然浸透で問題ないため、土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号 5 番の 1 件について調査いたしました。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1 番）

次の 12 番は、私の報告案件でありますので、議長を会長代理に交代します。

（ 会長代理（2 番）へ議長交代 ）

議長（2 番）

会長より議長を交代します。

それでは申請番号 12 番について、1 番委員より調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

1 番委員

議案第 85 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号 12 番の 1 件でございます。12 番については、申請地は鳥獣被害が多く渡人の父が植林に至っており、相続した渡人は市外在住で管理できないため、隣接山林を所有する受人が一体的に管理したく、始末書添付で申請されています。申請地図面の 23 ページから 26 ページをお開きください。申請地に隣接する農地はなく、雨水は自然浸透で問題ないため、土砂流出等の影響はないと思われます。以上、申請番号 12 番の 1 件について調査いたしました。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（2 番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請 12 件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（ なしの声 ）

議長（2 番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請 12 件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（2番）

異議なしということですので、議案第85号、申請12件は許可相当としますが、1番から11番の11件は、事業面積の合計が30アールを超えますので、農地法第5条第3項の規定に基づき宮崎県常設審議委員会へ意見聴取を行います。また、申請番号12番の1件は、意見を付して県へ副申いたします。会長へ議長を交代します。

（ 会長（1番）へ議長交代 ）

議案第86号：非農地証明願いについて

議長（1番）

会長代理より議長を交代します。

次に議案第86号、非農地証明願いについて、申請番号1番から3番の3件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第86号、非農地証明願いについて、申請番号1番から3番の3件を説明します。非農地証明願いにつきましては、登記簿上の地目が農地である土地について、農地法第2条第1項にあります、耕作の目的に供される農地の定義に該当しないために農地以外の地目に変更するための証明願いとなります。申請番号1番から3番の3件につきましては、昭和51年7月5日施行「宮崎県証明書交付手続要領」にあります、非農地認定基準の「10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地」に該当する申請となっており、申請書類上におきまして問題ないと思われまます。皆様のご審議をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、2番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

2番委員

議案第86号、非農地証明願いについて、私の担当区域は申請番号1番の1件でございます。申請地図面の27ページから29ページをご覧ください。現地を確認したところ申請地の現況は原野であり、周囲は道路、宅地等で農地はないため、集団性のある優良農地ではありません。また、10年以上耕作放棄され、面積も狭小なため将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。以上、申請番号1番の1件について調査しましたが、非農地認定基準の要件をすべて満たしているため証明書の発行は妥当であります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番）

次に２番と３番の２件について、２５番委員より説明をお願いします。

２５番委員

議案第８６号、非農地証明願いについて、私の担当区域は申請番号２番と３番の２件でございます。この２件の申請地は隣接地でありますので一括して報告します。申請地図面の３０ページから３５ページをご覧ください。現地を確認したところ、この２件の現況は原野で周囲に農地はなく、集団性のある優良農地ではありませんでした。また、１０年以上耕作放棄され、所有者は高齢者及び非農家であるため、将来的にも農地として使用することが困難な土地であります。以上、申請番号２番と３番の２件について調査しましたが、非農地認定基準の要件をすべて満たしているため証明書の発行は妥当であります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請３件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請３件を非農地とすることに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（１番）

異議なしという事ありますので、議案第８６号、申請３件は非農地とすることに決定し、証明書を発行いたします。

市長部局提案

議長（１番）

次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前に、事務局より市からの提出議案の面積・件数等の説明を求めます。

事務局

令和６年６月分につきましては、串間市長より令和６年６月１４日付で、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。内容につきましては、議案第８７号、所有権移転が１件、面積が５０７㎡、議案第８８号、利用権設定が２件、面積が６，７６０㎡でございます。

議長（1番）

それではただいまから市の提案について審議に入ります。

議案第87号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議長（1番）

議案第87号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分ではありますが、2番委員に関する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。

暫時休憩します。

（ 2番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第87号、申請番号1番の1件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第87号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転は申請番号1番の1件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は、18ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、7番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

7番委員

議案第87号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号1番の1件を報告します。1番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 (1 番)

ないようですのでお諮りいたします。
申請 1 件を承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 8 7 号、申請 1 件は承認し、市へ通知いたします。
暫時休憩します。

(2 番委員 入室)

議案第 8 8 号：農用地利用集積計画の承認について (利用権設定)

議長 (1 番)

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは議案第 8 8 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号 1 番と 2 番の 2 件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 8 8 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定は申請番号 1 番と 2 番の 2 件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請 2 件は、1 8 ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 1 号・第 2 号・第 4 号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、1 8 番委員より申請番号 1 番と 2 番の 2 件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

1 8 番委員

議案第 8 8 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権設定分、私の担当区域の申請番号 1 番と 2 番の 2 件を報告します。この 2 件のすべてにおいて、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図

18番委員

られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより申請2件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請2件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第88号、申請2件は承認し、市へ通知いたします。

議案第89号：農用地利用集積等促進計画の要請について（所有権移転分）

議長（1番）

次に議案第89号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、所有権移転分、申請番号1番と2番の2件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第89号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、所有権移転は申請番号1番と2番の2件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請2件は、22ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、10番委員より申請番号1番と2番の2件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

10番委員

議案第89号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請につい

10番委員

て、所有権移転分、申請番号1番と2番の2件を報告します。この2件においては、宮崎県農業振興公社を介して行う特例事業（即売りタイプ）であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者並びに地域計画に位置付けられた担い手への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより申請2件について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請2件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに、決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第89号、申請2件は農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議案第90号：農用地利用集積等促進計画の要請について（貸借権設定：再配分）

議長（1番）

次に議案第90号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の再配分ではありますが、15番委員に関する事案でありますので退室をお願いします。
暫時休憩します。

（15番委員 退室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第90号、申請番号1番の1件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第90号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分は申請番号1番の1件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は、22ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、11番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

11番委員

議案第90号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、申請番号1番の1件を報告します。この1件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより申請1件について質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請1件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに、決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということでありますので、議案第90号、申請1件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

暫時休憩します。

（15番委員 入室）

(追加議案配布)

追加議案第91号：串間市農業委員会におけるタブレット型端末運用規程（案）について

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま事務局より配布されました追加議案1件の審議を行います。議案第91号、串間市農業委員会におけるタブレット型端末運用規程（案）について、議案とします。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第91号、串間市農業委員会におけるタブレット型端末運用規程（案）について、を説明します。提案理由としましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員へのタブレット端末機の貸与を行うにあたり、必要な事項を定めるため運用規程を制定するものです。（運用規定（案）に基づき内容説明）規程内容は以上でございます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより議案第91号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

議案第91号、串間市農業委員会におけるタブレット型端末運用規程（案）について、決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長（1番）

異議なしということですので、議案第91号、串間市農業委員会におけるタブレット型端末運用規程（案）は提案どおり決定し、令和6年6月28日を施行日といたします。また、運用規程の決定に伴い、各地区委員会へのタブレット配布と操作研修を7月総会の終了後に実施しますので、参加をお願いします。

議長（1番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。

以上を持ちまして、第13回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和6年6月28日

1番 (会長) 原田 俊一

2番 (会長代理) 奥村 千扶子

議事録署名委員

5番 森 通弘

25番 廣見 安彦